

JASTPRO 392

貿易手続簡易化のために
2011-05

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

- 記事1. 貿易簡易化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会
Asia Pacific Council for Trade Facilitation & Electornic Business (AFACT)
第29回中間会議出席報告 1
- 記事2. ◇連載◇ 貿易慣習の諸問題(2) 9
早稲田大学名誉教授 朝岡 良平
- 記事3. 国連CEFACTからのお知らせ 21

=JASTPRO広報誌電子版のご案内=

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

記事 1. 貿易簡易化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会 Asia Pacific Council for Trade Facilitation & Electronic Business (AFACT) 第29回中間会議出席報告

財団法人日本貿易関係手続簡易化協会
業務第三部長
(AFACT 副議長、兼日本代表団長)
平井 一海

2011年5月2日から4日まで台湾の高雄 (Kaohsiung) で開催されました掲題会議につき下記の通りご報告致します。

1 第29回 AFACT 中間会議について

1.1 会場：高雄市 Software Technology Park

1.2 参加国・組織：

アフガニスタン(2)、台湾(12)、イラン(6)、日本(5)、韓国(5)、タイ(1)、ベトナム(2)
計7カ国 33名

1.3 会議日程

5月2日 分科会

① ビジネス分野委員会 BDC (Business Domain Committee)

原産地証明書電子化ワーキンググループ (eCOOWG) 会合

旅行・観光・レジャーワーキンググループ (TT&L WG) 会合 (5月3日に継続開催)

② 技術・技法委員会 TMC (Technology & Methodology Committee)

③ タスクフォース会議

5月3日 運営委員会 (第1日目)

5月4日 運営委員会 (第2日目)

2 第28回総会(於：横浜)から高雄会議までの経緯

昨年の横浜会議において規約改正を行い、組織改革を仕上げた後、2011年1月に台湾への議長国引き継ぎを行い。その後、概ね月に1回運営委員会の電話会議を開催し下記の懸案事項のフォローアップを行い、高雄会議に繋いだ。

- ① 国連CEFACTへのアジア地区代表者の推薦問題に関する最終化
- ② 改正規約に対する再修正意見の整理

- ③ AFACT を国連経済社会認定NGOとする為の提出書類の審議
- ④ 国連CEFACT組織改革案に関する情報共有

3 議事概要

3.1 上級委員会活動報告および審議(その1)--- ビジネス領域委員会(BDC)

議長のエスワラン氏(マレーシア)が欠席の為、作業部会(WG)議長がそれぞれ活動を報告した。

3.1.1 原産地証明WG --- PAAとの連携を指向する方針案を採択

議長: Mahmood Zargar 氏(AFACT事務局長兼、イラン代表団長)

5月2日開催の原産地証明書電子化WG会議で、

- ① Trade Van の Alicia からeCOOを中心にPAAの基本的なルールと活動概況を説明し、それに続く質疑応答を行い、
- ② 既に本番運用を行っている韓国・台湾間のeCOOのノウハウをPAAからAFACTに提供してもらう為に解決すべき課題。具体的には、知財権に関わるMoUの締結に関する質疑
- ③ AFACT eCOOの推進役であるイランの Network Service provider のPAA加入申請に関する質疑
- ④ (AFACT やPAAの範囲外である)eCOOの政府間協定上の課題などについて討議した。

上記会議を受けて5月3日開催の運営委員会では下記を決定した。

- AFACTとPAAの連携強化の為のMoU締結について
イラン事務局が未だ法人格の取得を済ませていないので、今すぐMoU締結の交渉は出来ないため、先ず、AFACT議長名でPAA宛にeCOOを手始めとして二組織間の協調、およびPAAのノウハウ提供を求める書状を速やかに発出する。
- PAAマカオ会議(本年8月予定)に向けての行動計画
この8月にマカオで開催を予定するPAA会議には、AFACTは代表を送り込み上記出状をベースに具体的な協調を提案する。
マカオ会議の予想議題は下記を想定:
 - ⑤ MoU締結までの段取りの提案(知財権問題の解決など)
 - ⑥ イランのネットワークサービスプロバイダーのPAA加入交渉

言うまでも無く、上記提案を受けるか否かの決定権はPAA側にあり、マカオ会議までには、関係者とのネゴが重要な鍵を握る。

3.1.2 旅行・観光・レジャー(TT&L)WG

議長: 石原直氏(日本、JTREC)

今回の会議には、地元台湾から4名、韓国から4名、日本から3名の計11名が出席し、5月

2日と3日の2日間分科会を開催した。

先ず、昨年横浜会議で決定した副議長の異動等を受けて改めて台湾のJ. Yu氏と韓国のJ. S. Chung氏を副議長に選出し、引き続き下記の報告と討議が行われた：

- ① 国連CEFACT TBG9(観光)の議長である鈴木耀夫氏から2011年3月に開催されたワシントン会議(GME)のフィードバック
- ② 韓国のJ. Ko氏による韓国における地域観光情報のスマートフォンによる試行実験についての報告
- ③ 韓国のY.J. Kim氏による韓国の電子ビジネスの最新状況解説と旅行観光産業分野への展望
- ④ 韓国のK.S. Chang氏およびJ.S.Chung氏による地域観光開発の最新動向の解説
- ⑤ TT&L部会は、横浜会議で決定した3カ年の行程に則り活動を行う。この中で地域観光情報の扱い方を国際的に整理する活動を推進する。

3.2 上級委員会活動報告および審議(その2)--- 技術手法委員会(TMC)

議長：菅又久直氏(JEDIC事務局長)

5月2日に開催されたTMC会議には、日本、韓国、台湾、ベトナム、イランから10名が出席。

主要審議事項は下記の通り：

① 2011年度の活動項目と実行計画

下記の項目を確認し、年間実行計画を策定した：

- 国連CEFACTへのEDI共通辞書(CCL)追加・変更提案の審議は、最優先の日常活動として実施。
- EDI共通辞書(CCL)の実装促進
 - a. 技術フレームワークガイドラインの策定
 - b. アジア地域EDI共通辞書(CCL)の整備
 - c. アジア地域ビジネスプロセス辞書の整備
 - d. EDI共通辞書(CCL)実装ガイドラインの策定
 - e. EDIメッセージ構築ガイドラインの策定
- 相互運用性プラットフォームの構築
 - a. SOA相互運用性ガイドラインの策定
 - b. 相互運用性テスト仕様および認定ガイドの策定
- 関連技術
 - a. レジストリ連携ガイド
 - b. eビジネスセキュリティ・ガイド

② 新WGの設立

韓国が、「シングルウィンドウ相互運用性フレームワーク」をテーマとした新規WGの設立を提案し、審議の上でTMCとして承認された。これを受けて、本件は5月3日開催の運営委員

会中間会議にTMC議長から提案され、承認された。

本プロジェクトは、韓国の次世代シングルウィンドウシステム開発をSOA (Service Oriented Architecture: サービス指向アーキテクチャ) に基づいて行おうという計画を背景に、SAOベースのフレームワークを設計し、それに基づく実装ガイドラインを策定、しかる後、それら実装のテスト仕様と認定ガイドを開発しようと言う試みであり、税関システムとしては世界の最先端を行く試みとして、日本としては刮目すべきものであると考える。

尚、本件のTMCに於ける承認にあたっては、議長より、国連CEFACTが開発し公開済みの各種技術手法やデータモデルに準拠する事、および実際の業務要件を吟味する事という二つの条件が付加された。

③ UNNExTへの提言

運営委員会の諮問に基づき、下記の提言をまとめた。

「グローバル・サプライチェーンの一員として、世界の産業活動に組み込まれるためには、輸出入のための貿易手続の電子化に加え、各国内のB2Bインフラの電子化を促進する必要がある。また、貿易手続およびB2Bインフラの電子化では、国際相互運用性のために国連CEFACTのEDI共通辞書の実装を促進すべきである。」

3.3 AFACTを国連経済社会理事会認定NGOとするための戦略

AFACTの主要メンバーである台湾は、1971年の国連総会決議によって国連組織への正式参加が出来なくなっている。国連CEFACTもその例外とはなり得ず、中華台北は非公式参加を続けて来たが、2011年になり中国が国連CEFACT活動に正式に参加を始めた為、非公式参加も難しくなった。

昨年の横浜会議ではAFACTが国連経済社会理事会のNGO認定を得る方針を確認し、また規約を改正してAFACTがNGOである事を明記し、メンバーとしての加入要件を整備した。その後、イランの事務局は、国連経済社会理事会のオンライン申請システムを使い第1段階の申請手続きを行い、収支報告書などの必要書類を提出した。高雄会議では、イランの事務局の作業報告と今後の手順を確認した。

3.4 AFACTタスクフォース活動

昨年の総会において、議長を支援する特別グループとして、新たなタスクフォースを結成する事を採択し、委任事項として、議長の特命事項の実施役として下記2項目を定めた：

- ① 国連経済社会理事会へのNGO認定申請作業の事務局支援
- ② 2009年総会で採択されたRoadmap TFT勧告に基づき、AFACTとしてのシングルウィンドウ普及啓蒙活動についての中・長期活動計画の策定、および国連CEFACT、ESCAP、ASEAN、WCO、APECが進めているシングルウィンドウ導入促進活動との重複の無い協業のあり方を探る

今回の高雄会議では、TFT 議長のベトナム代表団長が、上記②を進めるためには、メンバー国のシングルウィンドウの詳しい実情についての情報共有が必須である事への理解をメンバーに求めた。次いで、横浜会議後に各メンバーへ出したアンケート調査への回答が芳しく無い事に鑑み、8月末までに各国代表団長が責任を持って各国の国内関係先に対してアンケート調査への協力を求め、回答を仕上げる事を確認した。

3.5 ESCAPとの連携強化

昨年の横浜会議でESCAPが2009年から進めているUNNExTと称する発展途上国および移行経済諸国の為の能力開発プログラムへの参加を決議し、2011年に入り議長国の台湾より議長名でCollaboratorとして参加する旨の書状を发出した。

高雄会議では、AFACTが、UNNExTのCollaboratorとして何が出来るかを協議した。UNNExTの本旨である発展途上国および移行経済諸国の為の能力開発への参加は、AFACTメンバーの自弁では難しく、どこまでESCAPの資金的支援が得られるかがポイントなる為、イラン事務局長がESCAP事務局と具体策を協議する事とした。

日本代表団長より、UNNExTの予算的裏付けとなる国連開発予算勘定の第6次予算は2011年で切れるが、2012年以降の予算的裏付けが不明のためイラン事務局がESCAP事務局に、本件を質問すべき旨意見表明を行った。

UNNExTとは、ESCAPが国連開発予算勘定の第6次予算として申請し、2008年の第62回国連総会で承認された、期間2008年から2011年、総額763千ドルの活動資金によって賄われているプロジェクトである。

このプロジェクトの特色は、ESCAPや欧州経済委員会(ECE)の既存の委員会組織の枠組みの外での活動である事。具体的には、ESCAPおよびECEの事務局が中核となり、貿易円滑化や電子化の専門家のネットワークを組織し、発展途上国および移行経済諸国を対象に、貿易円滑化を進めるガイドブックの編纂、ベストプラクティスの啓蒙、および能力開発のためのセミナーの開催を行うなどの活動を進めている。

3.6 AFACT 規約改正案

昨年横浜で開催された第28回総会で採択されたAFACT規約改正案については、その後、総会を欠席したインド代表団長より、一部の記述について修正意見が出された。

インドは、高雄会議も欠席したが、1月以降の電話会議での審議を踏まえ、当該改正案は承認され、11月の総会で決議を仰ぐ事になった。

3.7 国連CEFACT関係

① 昨年横浜で開催された第28回総会においてタイ政府正式承認条件付きで決議された、タイ国のAjin氏を国連CEFACTのアジア地区ラポータに推薦する案件は、1月以降の電話会議で問題が指摘された、タイ国商務省の公式書簡に記載された予算に関わる制限条件について、

Ajin氏より所属省内での折衝の結果、問題解決した旨説明が行われた。これに基づき、Ajin氏を国連CEFACTに推薦する事を最終決定した。この決定に従い、7月の国連CEFACT総会において、AFAC副議長国としてJASTPROが、Ajin氏を国連CEFACTに推薦する。

注)Ajin氏との事後連絡で、タイ国の国連CEFACT代表団長は、同国の在ジュネーブ国連機関代表部大使が任命され、Ajin氏はその指名によってタイ国代表団員として国連CEFACT総会に出席する事となった。

②欠席した国連CEFACT副議長兼インド代表団長のT.A. Khan氏に代わり、小職がAFAC副議長として、

- 2011年3月のワシントンに於けるGME会議で顕在化した、国連とフォーラム開催国政府との間で外交特権および免責などについての協定(HCA: Host Country Agreement)を義務づけられる事になった問題
- 昨年12月の第16回総会および2011年3月のGME会議に於ける、国連CEFACTの組織改革の最新状況

について総括報告を行った。

3.8 その他

① 2011年11月に台北で予定する第29回年次会議について

主催者である台湾より、日程を当初予定していた11月第2週から第1週(11月1日～4日)に変更する案が出され、各メンバーは持ち帰り検討の上5月15日までに、変更の可否を回答することとした¹。

② 2012年の会議予定

主催者であるイラン事務局が、中間会議は同国のペルシャ湾岸にあるキッシュ島で開催し、年次会議を首都テヘランで開催する計画を説明。

③ eASIA賞

主催者である台湾は、政府予算が削減された為、開催規模を縮小しなければならなくなった事象を説明、質疑の後、縮小案が承認され、下記の工程で進める事を決定した：

- 各国代表団長は、8月20日までに開催事務局に応募書類を送付する。
- 予選選考結果の公開は9月20日
- 予選通過者の本選出席可否の告知期限は10月20日
- 本選は年次会議の第2日目(11月2日)
- 受賞発表と表彰は11月4日
- 受賞者は11月5日開催のEDICOMでプレゼンを行う

1 最終的に11月の第1週の開催となった。

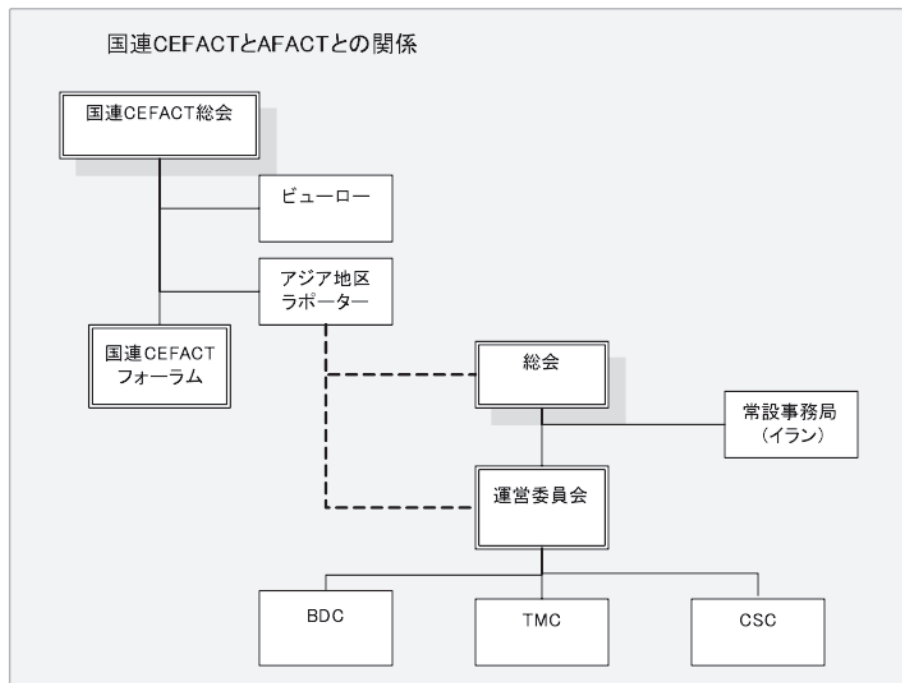
参考資料：AFACTについて

A 組織使命

AFACT (Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business:貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会)は、アジア太平洋地域において、国連CEFACT(貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター)が開発した貿易円滑化と電子ビジネスに関する国際標準等の普及を図るために、国連CEFACTアジア地区ラポーターと連携して活動する非営利、非政治的な任意団体である。

B 国連CEFACTとの関係

AFACTは、国連機関ではないものの、国連CEFACT総会においてアジア地域における活動の取り纏め役として選出されるアジア地区ラポーターの活動を支援する目的でこの組織が設置された経緯がある。そのため、国連CEFACT総会において、ラポーターを始めとする役員等がアジア地区から選出される場合には、AFACTの推薦によることがこれまでの慣例となっている。また、AFACT運営委員会および総会には、国連CEFACTアジア地区ラポーターあるいは、アジア地区選出の役員が出席し、国連CEFACTの活動状況を報告・説明し、各種標準や勧告のアジア・太平洋地域への普及に努めている。



注)現在、地区ラポーターはアジア地区とアフリカ地区のみが任命されている。

C メンバー / リスト

| 国 名 | 登録代表機関 |
|------------------------|---|
| アフガニスタン | Ministry of Commerce and Industries (Customs Dept.) |
| オーストラリア | TRADEGATE ECA |
| 台湾 | Institute for Information Industry (III) |
| カンボジア | IIC (International Institute of Cambodia) |
| インド | Ministry of Communication and Information Technology |
| インドネシア | INDOSATnet |
| イラン | Ministry of Commerce |
| 日本 | JASTPRO |
| 韓国 | NIPA (National IT Industry Promotion Agency) |
| マレーシア | Malaysian Administrative Modernization and Management Planning Unit (MAMPU) |
| モンゴル | MNCCI (Mongolian National Chamber of Commerce and Industry) |
| 中国 | CIECC |
| パキスタン | ECSC (E-Commerce Resource Center) |
| フィリピン | Department of Trade and Industry |
| シンガポール | Crimson Logic Pte Ltd |
| スリランカ | The National EDI/EC Committee |
| タイ | ICT Industry Promotion Bureau Ministry of Information and Communication Technology |
| ベトナム | Ministry of Industry and Trade |
| サウジアラビア | Saudi EDI |
| 汎アジア電子商取引 委員会 (PAA) | 準メンバー |
| 香港特別行政区 | オブザーバー |
| ブルネイ | オブザーバー |

◇ 連載 ◇

記事2. 貿易慣習の諸問題(2)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

2. CIF条件の引渡と荷渡指図書

2.1 CIF条件で提供する運送書類

2.1.1 連鎖売買における運送書類

前号では、「CIF条件と連鎖取引」について述べました。CIF条件の売主の義務として、「(売主が買主に提供する)運送書類は、...買主が、次の買主にその書類を譲渡することによって、または、運送人への通知によって、運送中の物品を転売することを可能にするものでなければなりません」とあります¹。前号では、連鎖取引における最初のCIF契約の売主が船腹を手配し、物品を船積みして、買主に船荷証券その他の書類を提供し、この買主が、この船荷証券に記載されている物品(種類、品質、数量または重量)全部を次の購買者に転売し、さらに、海上運送中のこの物品を、第3の購買者に転売するという既積品の連鎖売買について述べました。連鎖取引における複数の売買契約における目的物が、最初に船積みされた物品なので、最初のCIF契約にもとづいて発行された船荷証券が、転売によって、次の契約の買主に譲渡され、最後のCIF契約の買主が、この船荷証券によって、運送人から物品を受取ることになります。CIF契約において要求される船積書類は、古くから船荷証券、保険証券およびインボイスであると認識されており²、今日においても、他に別段の合意がなければ、これらの書類が要求されます³。

2.1.2 バラ積み貨物の一部分の転売における運送書類

けれども、最近の大規模な国際商取引では、売買される物品の数量よりも大量の貨物を記載した船荷証券、予定保険証券などが用いられるケースが増えています。このような貿易取引では、CIF契約の売主は、船荷証券に代えて、荷渡指図書(delivery order)を、また保険証券の代わりに、保険証明書の提供により義務を履行する旨の特約を結んでいます。これは厳密な意味では、CIFの要件を充たすものではありませんが、判例は⁴、これらの契約をCIF契約の一般的な定義に当てはまるとみなしています。例えば、最初のCIF契約で、売主が10,000トンの小麦を船積みし、船荷証券を買主に提供したと仮定します。この買主は、海上運送中のこの小麦

1 「2010年インコタームズ」CIF条件(A8)。

2 *Ireland v. Livingston* (1872) L.R. 5 H.L. 395, *Biddell Bros. v. E. Clemens Horst Co.* [1911] 1 K.B. 214; *Landauer & Co. v. Craven & Speeding Bros.* [1912] 2 K.B. 94; *C. Sharpe & Co. v. Nosawa & Co.* [1917] 2 K.B. 814; *Johnson v. Taylor Bros. & Co. Ltd.* [1920] A.C. 144; *Ross T. Smyth & Co. Ltd. v. T. D. Bailey, Sons & Co.* [1940] 3 All E.R. 60.

3 1932年ワルソー・オックスフォード規則「規則16 書類の提供」第1項を参照。

4 *Comptoir d'Achat et de Vente du Boerenbond Belge S.A. v. Luis de Ridder Limitada (The Julia)* [1949] A.C. 293.

の中から、3,000トンを購入者に売る契約を結んだ場合、10,000トンの小麦に関する船荷証券をこの購入者に提供できないので、3,000トンの小麦に対する荷渡指図書を引渡し、これによって、購入者は運送人から3,000トンの小麦の引渡を受けることになります。このような場合に、購入者は、荷渡指図書を受理する義務があるのか、また、これを他に譲渡できるのか、あるいは、この指図書と引換に代金を支払ったが、その後売主が倒産した場合に、3,000トンの小麦を運送人から受取ることができるのか、さらに、運送中に物品の滅失・損傷が生じたとき、荷渡指図書にもとづいて運送人に対して損害賠償を請求できるのかといった問題が考えられます。そこで、本稿では、CIF条件の売主が提供する荷渡指図書について考察したいと思います。

2.2 貿易取引における荷渡指図書

2.2.1 荷渡指図書は権原証券か

船荷証券は権原証券 (document of title) なので、売主は、船荷証券の発行または譲渡により、運送人の承諾を必要とせずに、買主に対して物品の推定的占有 (constructive possession) を移転させることができます。しかし、荷渡指図書は、コモン・ローでは権原証券ではありません。ただし、問題となっている種類の荷渡指図書について、これが権原証券であるという商慣習が証明される場合には、このかぎりではありません⁵。1979年 SGA 第61条第1項は、「権原証券とは、商事代理人法 (Factors Acts) に規定するものと同じ意味である」と定義しています。1889年 Factors Act 第1条第4項は、「権原証券とは、船荷証券、埠頭倉庫証券 (dock warrant)、倉庫管理人証明書 (warehouse-keeper's certificate)、荷渡指図書 (warrant or order for the delivery of goods)、その他通常の取引の過程において、あるいは物品の占有または支配の証として、あるいは裏書または引渡により証券所持人に対してこの証券の表徴する物品を譲渡または受理する権限を付与するために用いられるすべての書類を含む」と規定しています。したがって、1889年 Factors Act 第1条第4項に定められている拡張された定義における権原証券が売主から買主に対して発行または譲渡される場合には、物品を占有する者の承諾なしに、その推定的占有が移転すると推定されます。しかし、SGA 第29条第4項は否定的で、「売買の際に、第三者が物品を占有する場合には、その第三者が買主に対して物品を買主のために保持する旨を通知することを要し、かつその通知がなされるまでは、売主による買主への引渡はないものとする。但し、本条の規定は、権原証券の発行または譲渡に伴う効力に影響を及ぼすものではない」と規定しています。多くの判例は、売主と買主の間では、船荷証券が唯一の権原証券としての効力を有する書類であるとしています⁶。

5 *Merchant Banking Co. of London v. Phoenix Bessemer Steel Co.* (1877) 5 Ch.D. 205.

6 *Bentall v. Burn* (1824) 3 B.& C. 423; *Lackington v. Atherton* (1844) 7 M.& G. 360; *Farina v. Home* (1846) 16 M.& W. 119; *M'Ewan & Sons v. Smith* (1849) 2 H.L.C. 309; *Coventry v Gladstone* (1868) L.R. 6 Eq. 44; *Mordaunt Bros. v. British Oil and Cake Mills Ltd.* [1910] 2 K.B. 502; *Dublin City Distillery Co. v. Doherty* [1914] A.C. 823; *Laurie and Morewood v Dudin & Sons* [1925] 2 K.B. 383, affd. [1926] 1 K.B. 223; *Peter Dumenil & Co. Ltd. v. James Ruddin Ltd.* [1953] 1 W.L.R. 815.

2.2.2 欧米における荷渡指図書

通常、CIF 契約の売主が、船荷証券に代えて、荷渡指図書を提供することは認められていません⁷。アメリカおよびヨーロッパで“delivery order”と呼ばれている書類には、売主である船荷証券の所持人(またはその受託者)の発行によるものと、船主またはその代理人の発行によるものと、2種類の形式があります。イギリスの解釈によると、前者は、船荷証券の所持人である売主が、売主の受託者として売主のために貨物を保管している倉庫業者または埠頭経営者に対し、その貨物を買主に引渡すよう指図した書類ですが、後者は、船主が、貨物を積んで到着した船舶の船長に宛てて、その貨物を本書の持参人に引渡すよう指図した書類で、買主である荷受人が、海外の売主から直接または間接に提供された船荷証券を裏書して船主またはその代理人に提供し、船主をして、それと引換に発行させるものです。アメリカの解釈では、荷渡指図書は、船会社が、埠頭における自社の荷渡係に対して、積荷を荷受人に引渡すよう指図したもので、運賃到着地払い貨物の場合には、荷受人がその運賃を支払い、船荷証券に適法な裏書をして差し出したときに発行されます。運賃前払い貨物の場合には、荷受人が裏書済の船荷証券を提出したときに、船会社からの着荷通知と前後して荷受人に交付されるものです。

2.2.3 わが国における荷渡指図書

上記のイギリスの解釈のうち、前者は、陸揚渡条件の売買契約において行われるにすぎませんが、後者は、世界を通じて貿易業界に常例的のもので、わが国の実務でもこの解釈をそのまま取り入れて、船会社が荷受人持参の船荷証券について、船長提出の積荷目録、運賃表、船長用(captain's copy)船荷証券などと照合して、その貨物に課せられた未払い運賃その他の債務の有無を調べ、それらの完済を確認してから、正式には、その引渡を認めた副署をして、この副署付船荷証券を荷受人に交付し、荷受人はこれを船会社の陸揚部またはその陸揚代理業者(landing agent)に持参し、陸揚費用を支払ったうえ、その証券と引換に船舶に宛てた荷渡指図書の交付を受けます。そして、これと引換に、船会社または船舶から貨物を受け取ります。このように、貿易に常用の荷渡指図書は、日常の業務における慣行が示すように、船主またはその代理人によって発行された船舶の船長宛の着荷引渡に関する指図書であり、その持参人が貨物の引渡を受ける権限がある旨を示しているだけで、その到着貨物が引渡されるまでは、それは、単に「引渡の約束」(undertaking of delivery)を表示した書類にすぎません⁸。

2.2.4 船荷証券との相違点

船荷証券の占有は、物品の占有と同じであることを意味します。また、買主または第三者に船荷証券を提供することは、(当事者の意思により)その者に所有権を移転させる効果があります。船荷証券は権原証券であり、その所持人に対して、物品の到着前に、それを担保として、銀

7 小町谷操三『海上売買法論』昭和24年、100頁。上坂西三『貿易慣習』昭和34年、298頁。1932年ワルソー・オックスフォード規則「規則7」第8項。および前掲の脚注2に挙げた判例などを参照。

8 上坂、前掲書、299頁。

行から融資を受けることを可能にします。さらに、船荷証券の効力により、買主または譲受人は、物品の滅失または損傷が生じた場合、運送人に対して運送契約にもとづいて損害賠償を請求する権利を有します。換言すれば、船荷証券は買主または譲受人と運送人との間に、あたかも両者が契約を結んだような契約関係を創設します。CIF 契約の売主が提供すべき義務的書類としての船荷証券は、貿易金融上の担保物件となるものですから、適法かつ有効な運送契約を代表するとともに、その輸送の全部にわたって、運送人に対抗する権利を買主に付与し得るものでなければならないのであり、少なくともこれらの点に関して、貿易上疑問の生じる余地のないものが要求されます。したがって、CIF 条件の契約において、買主が売主から提供される運送書類は、船積によって発行され、そしてその様式において船荷証券として権利づけられ、かつ一般にそのように認められた権原証券であることを要件とします。ところが、荷渡指図書は、それ自体、船積を証明するものでなく、買主は、これによって、物品が契約に定める要件に従って船積されたか否かを知り得ません。それだけでなく、荷渡指図書については、その法的効力についても疑義が生じ易いので、たとえ、売買契約に、船荷証券に代えて荷渡指図書を提供する旨の特約を明示していても、この当事者間の特約は、為替銀行のような第三者を拘束することはできないので、船荷証券に代えてこれを売主の提供すべき義務的書類とすることは認められないのです⁹。このような相違点をできる限り克服する方法を考える必要があります。

2.3 荷渡指図書の種類

2.3.1 荷渡指図書と引渡証券

荷渡指図書という用語は、数種類の書類の名称に使用されています。最も通常の意味では、物品の所有者 (A) により、これを占有している者 (B) — 例えば、運送人、倉庫業者など、— に対して、指図書に記載されている者 (C) に物品を引渡すよう指図した書類です。しかし、この用語は確立したものではなく、幾つかの異なる書類にも用いられています。例えば、その1つである荷渡指図書は、物品を占有している者 (運送人、倉庫業者など) (B) により発行され、指定された者、指定された者またはその譲受人もしくは所持人 (C) に物品を引渡す旨の約束が記載されている書類で、これは「引渡証券」(delivery warrant) と呼ばれることがあります¹⁰。他の荷渡指図書は、物品を全く占有していない者 (D) に宛てた指図書で、その者に対して、物品の取得またはその者の管理 (支配) を期待するもので、例えば、物品の売主によって、仕向港の代理人に宛てて発行され、物品が仕向港に到着または代理人に引渡されることになったとき、その場所で、或る者 — 通常は買主 — に物品を引渡すよう指示した書類です¹¹。これらの定義は、法律上の根拠がなく、いずれも正確であると言い難いので、契約に“Delivery Order”という用語が使用されているときは、それぞれの場合において、これが何れの意味で用いられている

9 上坂、前掲書、300頁。

10 貨物引換証、倉庫証券、船荷証券など、証券の引渡がその証券記載の物品の引渡と同一の効力を有するような債権的有価証券。

11 *Comptoir d'Achat et de Vente du Boerenbond Belge S.A. v. Luis de Ridder Limitada (The Julia)*, supra.

かをまず確認することが大切です。

2.3.2 船舶荷渡指図書と船舶荷渡証

単独の船荷証券にもとづいて運送中の積荷について、その一部分を買主（購買者）に転売するCIF契約の場合に、積荷全体に関する船荷証券をこの買主に譲渡することは適切でないし、また実際的ではありません。そこで、このような場合に、売主は、船荷証券ではなく、転売された積荷の一部分に関する荷渡指図書を買主に引渡すことにより、売主の義務を履行する旨の約款を通常契約に挿入します。この荷渡指図書は、運送人により発行され、かつ、運送人に物品の引渡を義務付けるか、あるいは、物品を占有する者に宛てて、その所持人に物品の引渡を指示する書類です。以下に紹介する判例の中には、荷渡指図書が運送人に物品の引渡を義務付けるか、あるいは物品を占有する者に宛てて発行され、買主のために引続き物品を占有させる場合に、この荷渡指図書は「有効な提供」(a good tender)であると判示したものがあります¹²。しかし、その場合でも、荷渡指図書は、船荷証券のような権原証券でなく、また、物品の滅失または損傷について、買主は、この書類にもとづいて、運送人に対して訴訟を提起できないので、CIF契約の場合には、荷渡指図書は有効な提供になりません。同様に、船舶荷渡指図書(Ship's Delivery Order)という用語についても、これがどのような意味で使用されているかが問題になります。後述のColin & Shields v. W. Weddel & Co.事件¹³において、CIF契約の中に、船積書類と引換に代金を支払う旨の条項が定められており、この船積書類にShip's Delivery Orderが含まれていましたが、船主が署名して、仕向港の荷渡係に宛てた荷渡指図書は、この契約にあるShip's Delivery Orderではないと判示されました。この契約の当事者が意図した目的は、荷渡指図書を提供された買主が、あたかも船荷証券が提供された場合に置かれたであろう地位と、できる限り同じような地位に置かれることでした。船舶に宛てた(to the ship)船舶荷渡指図書は、— 特に、船主のために副署がなされている場合 — 船主による承諾により、船舶に対する若干の権利を買主に与えるので、買主はある程度このような地位に置かれることになります。しかし、提供されたShip's Delivery Orderは、船舶によって(by the ship)、第三者に宛てて発行されたものである場合、この書類は、船舶に対する権利を全く買主に与えないのです。すなわち、Ship's Delivery Orderは、船主によって発行され、指定された者またはその所持人に対して、船舶から物品を引渡すことを約束する書類(引渡証券の性格を有する書類)を意味します¹⁴。これに類似した書類に、船舶の荷渡証(Ship's Release)というのがあります。これは、船舶によって第三者に宛てて発行された指図書を意味するもので、例えば、物品が保管されている倉庫業者に宛てたものです¹⁵。

12 本稿の2.5～2.10項を参照。

13 *Colin & Shields v. W. Weddel & Co.* [1952] 1 All E.R. 1021.

14 *Margarine Union GmbH v. Combay Prince S.S. Co. Ltd.* [1969] 1 Q.B. 219, at p.231, per Roskill J.

15 *Colin & Shields v. W. Weddel & Co.*, *supra*. における書類はこのようなものです。

2.4 荷渡指図書による引渡の要件

2.4.1 物品の占有者による承諾

荷渡指図書により引渡を行うために、2つの相互に関連する規則があります。第1の規則は、倉庫業者Bの倉庫に保管されている物品の所有者Aが、Bに対してその物品をCに引渡すように指示する場合、指図書をただ発行するだけでは、Cに推定的占有 (constructive possession) を移転させる、あるいはCへの引渡にはなりません。M'Ewan v. Smith 事件¹⁶において、売主は買主に荷渡指図書を提供しましたが、この指図書は倉庫業者ではなく、売主自身の代理人に宛てて発行され、この代理人によって荷渡指図書は購買者に引渡されました。いずれの荷渡指図書でも、推定的占有の移転は生じないと判示されました。すなわち、倉庫業者Bが、物品をCのために保持することを、Cに対して承諾 (attornment) しない限り、かつ承諾するまで引渡はないということです。AとCとの関係が、売主と買主の関係である場合には、この規則は、1979年SGA第29条第4項に規定されています¹⁷。BのCに対する承諾の有無は、通知という積極的な行為を要するので、単に荷渡指図書を受取っただけでは十分ではありません¹⁸。Sterns Ltd. v. Vickers Ltd. 事件¹⁹にみられるように、BがCに対して引渡証券²⁰を発行した場合、それ自体がCに対する承諾を構成することになります。

2.4.2 譲渡性に関する特約条項の効果

第2の規則は、荷渡指図書が、物品を占有する者Bの承諾後に、例えば、CによりDに譲渡される場合、譲受人Dへの推定的占有を移転させるためには、Bによる新たな承諾が必要であるということです。上記のBがCに対して発行した引渡証券には、通常、「譲受人に対する事前の承諾がなされたものと解釈する」(to be construed as an attornment in advance to any transferee) 旨の文言が記載されます。例えば、上記のSterns Ltd. v. Vickers Ltd. 事件では、大量のオイルに関する引渡証券に、“deliverable to Messrs. Stern Ltd. or assignees only against this warrant duly indorsed. . . This warrant is the only document issued as a legal symbol of the goods.” という文言が挿入されていました。このような文言の目的は、これを引渡証券に挿入することによって、コモン・ロー上の権原証券の性格を持たせようとするものと思われる²¹。しかし、書類にこのような文言を記載するだけで、この書類が権原証券になり得るのであれば、18世紀末の判例において²²、船荷証券の譲渡性に関する商慣習が証明されなけ

16 *M'Ewan v. Smith* (1849), *supra*.

17 SGA 第29条(引渡に関する規則)「第4項 売買の際に、第三者が物品を占有する場合には、その第三者に対して物品を買主のために保持する旨を通知することを要し、かつその通知がなされるまでは、売主による買主への引渡はないものとする。ただし、本条の規定は、権原証券の発行または譲渡に伴う効力に影響を及ぼすものではない。」

18 *Laurie & Morewood v. Dudin & Sons* [1926] 1 K.B. 223.

19 *Sterns Ltd. v. Vickers Ltd.* [1923] 1 K.B. 78.

20 2.3.1項を参照。

21 *Inglis v. Robertson* [1898] A.C. 616, 620. では、荷渡指図書に同様の文言が挿入されていました。

22 *Lickbarrow v. Mason* (1787) 5. Term.Rep.63.

ればならなかった理由が理解できなくなります²³。したがって、書類は商慣習または制定法によってのみ譲渡性が付与されるというのが、広く容認される見解であると考えられます。Alicia Hosiers Ltd. v. Brown Shipley & Co. Ltd. 事件²⁴における、「倉庫証券は特別な種類の書類で、荷渡指図書と異なり、権原証券を構成する」という判示は、上記の2つの規則のいずれか1つにより譲渡性書類となった引渡証券にあてはまるものと理解されるべきものです²⁵。

2.5 Comptoir d'Achat et de Vente du Boerenbond Belge S.A. v. Luis de Ridder Limitada (The Julia) 事件

1949年のComptoir d'Achat et de Vente du Boerenbond Belge S.A. v. Luis de Ridder Limitada (The Julia) 事件²⁶において、貴族院は、荷渡指図書について、CIF 契約の場合でも、この契約が、船荷証券に代えて、荷渡指図書の提供による履行を認めており、これが物品を占有する者に宛てて発行され、かつ、その者により承諾されたときは、有効な提供であるという意見を示しました。この判決理由の説明の中で、Lord Normandは、次のように述べています²⁷。「しかし、荷渡指図書という用語を、当事者間の取引の過程を考慮しないで、解釈しなければならない場合、この指図書は、物品を現実占有している者に宛てて発行され、かつ、その者により承諾された書類を意味すると、私は考える。その場合に、売主はその提供をもって、実際に、法律上、物品と同等の提供を行ったものとみなされるであろう。」さらに、Lord Normandは、当事者間における取引の過程を考慮するという効果について、「一応、売主をその義務から解放せしめるが、荷渡指図書は権原証券でないので、買主にそれを受領する義務を課することはできない」と述べています。この事件では、売主は、運送人を義務付けることのできる荷渡指図書を提供しましたが、この契約はCIF条件でなく、陸揚渡条件であったので、売主が物品の滅失危険を負担しました。

2.6 Colin & Shields v. W. Weddel & Co. 事件

1952年のColin & Shields v. W. Weddel & Co. 事件²⁸は、牡牛の皮革 (ox-hides) の売買契約に関する係争事件でした。この契約には、次のような条件が記載されていました。「リオ・グランデ (Rio Grande) から船積し、リバプールまでの運賃込条件 (C & F. Liverpool)。代金は船積書類と引換払い。但し、船積書類はインボイス、船荷証券および／または船舶荷渡指図書 (Ship's Delivery Order) — 船舶荷渡指図書は、必要に応じて、銀行、シッピングブローカー、船長または航海士により副署がなされること、— および保険証券または保険証明書とする。」²⁹しかし、船荷証

23 拙稿「204 支払を得ない売主の救済」『JASTPRO』376号 (2010-01)、16-17頁、および「21.6 権原証券としての船荷証券」『JASTPRO』377号 (2010-02)、12-14頁を参照。

24 *Alicia Hosiers Ltd. v. Brown Shipley & Co. Ltd.* [1970] 1 Q.B. 195, at p.205.

25 A.G. Guest, *Benjamin's Sale of Goods*, 1st ed., 1974, p.208.

26 *Comptoir d'Achat et de Vente du Boerenbond Belge S.A. v. Luis de Ridder Limitada (The Julia)*, *supra*.

27 *Ibid.*, at p.322.

28 *Colin & Shields v. W. Weddel & Co.* [1952] 1 All E.R. 1021.

29 C & F 条件であるのに、この契約では、売主に対して、保険証券の提供を義務付けています。

券は、間違えて、仕向港をManchesterとして発行されたので、物品はManchesterで陸揚げされ、そこで艀船(dumb barge)に積替えて、the Ship Canalを經由してLiverpoolまで運送されました。そこで、売主は、買主に対して、船積書類の一部として、Liverpool港のNorth Carriers Dockにある皮革専用埠頭の荷渡係に宛てた船会社の荷渡証(Release)を提供しました。この荷渡証には、Manchesterまでの船荷証券に関連する事項が記載されており、荷渡係に対して、物品を買主に引渡すよう指示していました。買主がこの荷渡証の受理を拒絶したのに対して、仲裁人は、この荷渡証が有効な提供であると判断を下しました。そこで、買主は裁判所にこの仲裁判断の不服を申立てたというわけです。この裁判で、Sellers判事は、買主にはこの荷渡証を拒絶する権利があると判示し、判決理由の中で、次のように説明しています³⁰。

「Liverpoolまでの物品の海上運送に関する船荷証券の原本が存在しておらず、したがって、売主は、この船荷証券を取得しなかったことにより、基本的に契約上の義務を履行しなかった、というのが私の意見である。買主に提供された荷渡証は、売主の不作为を覆すものではない。契約には、船積書類は船荷証券および／または船舶荷渡指図書を含むと明示されている。船舶荷渡指図書とは、船舶により(by ship)または船舶に宛てて(to ship)発行された荷渡指図書を意味するものでなければならない。契約には、買主が要求するときは、この荷渡指図書は、銀行およびシブプローカーだけでなく、船長または航海士により副署がなされるべき旨が規定されているので、契約は明らかに、船荷証券に基いて船舶が買主に対して船積された物品を引渡すことを、売主が船舶に対して要請する旨の荷渡指図書の提供を意図しているのである。このような荷渡指図書によって、買主は、船荷証券によるのと同じ方法で、物品を船舶から受取る権利を付与されるのであり、物品が船舶の占有下に置かれている間に、このような荷渡指図書が発行され、提供されなければならない。」

「The Julia事件は、本件の契約には無い契約条件を含んでいる点、および契約の履行に取引の過程が影響している点において、本件と非常に異なる契約に関する係争事件であるが、船舶荷渡指図書とは船舶に宛てた指図書を意味するものであるという意見を支持するものと私は考える。しかし、この契約の正しい解釈が、その通りであるか否か、あるいは、いずれにせよ、船舶に宛てた荷渡指図書が要求されるということは、一もし船荷証券に代るべきものであるとするならば、一荷渡指図書は少なくとも、物品を保持し、かつ買主のために引続きこれを保持することを承諾する者に宛てたものでなければならない。」

さらに、Sellers判事は、The Julia事件におけるLord Normandの判決の一部分を引用して、次のように述べています。「10月15日、書類が提供された時、物品はManchesterからLiverpoolへ向けて運送中であつた。荷渡証の宛先である皮革専用埠頭の荷渡係は物品を占有していなかったため、物品がLiverpoolに到着することなく、したがって彼がそれを受取ることがなければ、私が思うに、この荷渡証は何の価値もないものとなろう。船荷証券は船主に対する訴権を買主に付与す

30 *Ibid.*, at p.1023.

るが、この書類は全くそのような権利を付与しない。この荷渡証にはRio Grande Bill of Lading No.7が引用されているが、その船荷証券にはLiverpoolへの海上運送である旨が記載されていない。物品の現実的引渡が全く意図されておらず、しかも荷渡証の提供は如何なる意味でも物品の象徴的引渡でもなければ、また法律上、物品と同等の引渡であるとはみなされない。したがって、これは契約の要件を充たした書類ではないというのが、私の意見である。」この判決は控訴裁判所によって追認され、売主の控訴が却下されました³¹。

2.7 Margarine Union GmbH v. Combay Prince S.S. Co. 事件

1969年のMargarine Union GmbH v. Combay Prince S.S. Co.事件³²において、契約では認めていなかった荷渡指図書がCIF契約の買主によって受理されたことが問題とされました。法廷における争点は、運送人の過失により、船倉を燻蒸しなかったために積荷であるコブラ(copra)に損害を与えたことについて、買主がこの運送人に損害賠償を請求し得るか否かということでしたが、買主にはそのような訴権が認められないという結果に終わりました。本件における荷渡指図書は、下請の傭船者によって発行されたもので、当該積荷のコブラに対して所有権を全く有せず、しかもイギリスの法律(これがこの契約の準拠法でした)にもとづいて、損害賠償請求人が所有権を有することが、運送人に対する訴訟を提起する前提条件でした。このCIF契約に従って、積荷であるコブラの危険は購買者が書類を受取ったときに移転しましたが、Roskill判事の意見では、危険移転という要素は、購買者に対する運送人の注意義務が確立し、かつ強制しうるものであるか否かという点には関係がないということでした。

2.8 Cremer and Others v. General Carriers S.A. 事件

1974年のCremer and Others v. General Carriers S.A.事件³³において、荷渡指図書が運送人により発行され、かつ当該貨物に関する船荷証券の約款を記載しているとみなされる場合には、その荷渡指図書の所持人は、船主に対して、契約違反による損害賠償を請求できると、Kerr判事が判示しました。この事件における最初の原告が大量のタピオカの塊根(tapioca roots)をタイの荷送人からCIF条件で購入し、その積荷の一部分を第2の原告に転売して、船荷証券の約款を記載した船舶荷渡指図書(Ship's Delivery Order)が発行されました。タピオカの塊根は乾燥していませんでしたが、無故障船荷証券(clean B/L)が船長によって署名されました。Kerr判事は、船荷証券に記載されている条件にもとづいて、船主と第2の原告との間に運送契約が成立したという事実により、かつ、引渡が行われる前に、第2の原告は、まだ分離されていないバラ積み貨物の一部分である物品の所有者ではないが、彼らは運送契約違反に対する損害賠償を運送人に請求する根拠を有すると判示しました。船主は、無故障船荷証券を発行したことにより、物

31 *Colin & Shields v. W. Weddel & Co.* [1952] 2 All E.R. 337.

32 *Margarine Union GmbH v. Combay Prince S.S. Co.* [1969] 1 Q.B. 219.

33 *Cremer and Others v. General Carriers S.A.* [1974] 1 W.L.R. 341.

品の船積み前の状態を信頼することについて禁反言 (estoppel) の原則が適用されました。さらに、最初の原告と荷送人との間の売買契約の条項にもとづいて、原告が故障摘要のある船荷証券 (claused B/L) を拒絶した場合でも (本件と全く関係ないが)、船主は、最初の原告が CIF 契約に違反したことを証明するために、この契約条項を援用することができないと判示しました。

2.9 Warren Import Gesellschaft Krohn & Co. v. Internationale Graanhandel Thegra N.V. 事件

その後、1975年の Warren Import Gesellschaft Krohn & Co. v. Internationale Graanhandel Thegra N.V. 事件³⁴において、Kerr 判事は、CIF 条件による標準売買契約書 (GAFTA 100) に記載されている “Ship's Delivery Order” という用語の意味を解釈しなければなりませんでした。この事件で、売主は、傭船者の代理店に宛てた荷渡指図書を買主に提供しました。この傭船者は売主の関連会社で、船荷証券に署名し、かつ荷渡指図書を発行することを売主により授権されていました。買主は、提供された書類が Ship's Delivery Order であるとして、その受理を拒絶しました。この用語が CIF 契約に関連して使用されていることが大変重要であると考えて、Kerr 判事は次のように説明しています³⁵。

「極めて陳腐な説明であるが、CIF 条件による契約の基本的な特徴は、買主が書類と引換に代金を支払わなければならないのであり、... 買主は書類によって、できる限り物品を支配する権利を取得すべきであり、... 積荷を分割して転売する CIF 契約において、売主に対して船荷証券の代りに荷渡指図書の提供を認めるときは、この契約は、原則として、これらの目的が完全に達成できないかもしれないが、できる限りその目的を達成できるように解釈されるべきである。それ故、CIF 契約が船荷証券の代りに荷渡指図書を提供することを選択する場合、これによって、たとえ所有権が欠如したり、また物品を占有する者に対する権利が欠如したり、あるいは船荷証券の譲渡により付与される権利が欠如することがあっても、この契約は、原則として、荷渡指図書に記載されている物品を支配する権限を買主に付与することを意図するものと解釈されるべきであると、私は考える。」

「これらの目的は、実際に、2つの主要な方法によって達成することができる。船荷証券と比較して、荷渡指図書は、流通性証券でなく、また、単に物品を移転させるだけで、運送人に対する運送契約上の権利を移転させる効力をもたない書類であるという欠点をできる限り克服する必要がある。第1は、これらの目的は、売主により物品を買主に引渡すように指図された物品の占有者で、かつ買主に物品を引渡すことを承諾した者によって達成することができる。第2に、これらの目的は、物品の占有者が買主またはその指図人に物品を引渡すことを直接約束することによって達成できる。いずれの場合でも、物品の占有者が自ら、または正式に授権した代理人により、買主への引渡を承諾するのである。いずれの場合も、これらの目的は、荷渡指図書という書類を用いて達成す

34 *Warren Import Gesellschaft Krohn & Co. v. Internationale Graanhandel Thegra N.V.* [1975] 1 Lloyd's Rep. 146.

35 *Ibid.*, at pp.153 et seq.

ることができる。他方、物品の占有者でない者に宛てた書類、またはそのような者によって発行された書類、あるいは、物品の占有者が、その物品を引続き買主またはその代理人のために保持するか、または引渡すことを承認する旨の文言が記載されていない書類は、たとえ『荷渡指図書』と記載されていても、この書類は、CIF 契約の主要な目的を達成することができない。それ故、別段の意思を証明する文言がないかぎり、原則として、後者のような書類の提供は、CIF 契約において、有効な提供ではないと判断されるであろう。」

「上記の説明は、先例が無くても、原則として、正しいアプローチであると私は考える。しかし、この問題を取扱った2つの主要な判例を検討するとき、これらの判例が全く同じアプローチをしていたことが分かる。そして、そのことが英国海事法叢書の第5巻“*C.I.F. and F.O.B. Contracts*”³⁶に正確に要約されている。...そこで、本件の契約において提供された荷渡指図書は要件を殆ど満たしていないと、私は判断せざるを得ないことになる。この書類は2つの点で失格である。第1に、これは物品を占有していない者に宛てて発行されている。もし物品が名宛人に到着しなかったときは、この書類は、名宛人に対する損害賠償請求ができないという理由で、明らかに価値のないものであった。第2に、この書類には、物品を買主に引渡すことを約束する者が誰も記載されておらず、ただ売主の指図人に物品を引渡すことを名宛人に指図しているだけである。Pollock氏は、この2点または少なくとも後者について、船荷証券のすべての約款が荷渡指図書に記載されていたということを信頼して、本件の問題点を解決しようと試みた。彼は、買主が船荷証券を保持している場合と全く同じように、明らかに、船主に物品を引渡す責任があると判断した。それは、おそらくこの問題が買主と船主との間で解決されるべきものであり、かつ、その場合に、解決されるべき問題に関連する事実により決定するものである。しかし、この論争に対する私の意見を手短かに述べると、次のとおりである。船荷証券でなく、単に荷渡指図書を保持することを理由としているにもかかわらず、CIF 標準契約書に記載されている第13条の目的は、全く反対で、買主に対して物品を支配する確実で、かつ明確な地位を保証し、これに対応する責任を船主に負わせる旨を述べているが、実際には、このような理由により、買主が荷渡指図書の受理を強いられたとするならば、買主は、訴訟を買う危険を冒してただ金を手放す立場に置かれたにすぎない。」

このような理由で、買主は売主の提供した荷渡指図書の受理を拒絶することが認められ、そして、売主は敗訴しました。同時に、Kerr 判事は、仲裁裁判所がGAFTA(穀物飼料同業組合)の標準契約書(GAFTA 100)に基づいて売買されたこの種類の物品の取引では、船舶荷渡指図書(Ship's Delivery Order)を使用することが慣例であるとした仲裁判断の承認を拒絶しました。物品が船舶に積載されて運送中であるときに、その運送船の船主または船長もしくはその代理人により発行されたものでない書類が、契約にもとづいて、船主または船長が明示的に書類の所持人またはその指図人に対して物品の引渡を約束する文言を記載する唯一の書類である場合に、売主

36 David M. Sassoon, *C.I.F. and F.O.B. Contracts*, 1st ed., 1968, pp.88-90.

にはこのような書類を提供する権利がないと、仲裁人が判断を下しました。この契約は特定の業界の標準契約書を用いたものですが、この仲裁判断は、特定の取引に関するものでなく、また、特定の地域に限定したものでないため、Kerr 判事は、「契約関係に影響を与えるような確立した取引慣習に基く、確実かつ信頼に足る要件を欠いている」と述べています³⁷。

2.10 Schiffahrt und Kohlen GmbH v. Chelsea Maritime Ltd. 事件

しかし、1981年のSchiffahrt und Kohlen GmbH v. Chelsea Maritime Ltd. (The Irene's Success) 事件³⁸において、Lloyd 判事は、上記のMargarine Union事件の判決を認めることを否定し、最近の法律上の意見に照らして、異なる判決が下されるべきであるとの意見を述べました。これらの意見は、たとえ損害賠償の請求者に物品の所有権や占有権が無くても、十分な関係または近因が存在する場合には、運送人の注意義務を確認できたということです。Lloyd 判事は、CIF 契約では、売主が船荷証券を保持しているため、所有権は移転していなくても、物品の滅失または損傷の危険は買主に移転しているため、買主は運送人に対して訴訟を起こす十分な根拠があるという意見を述べました。しかし、このような努力も効を奏しませんでした。その後の事件で、貴族院は、この事件におけるLloyd 判事の意見が誤りであり、Margarine Union事件の判決が正しいと判断を下しました³⁹。

2.11 1992年海上物品運送法の制定

以上のような経緯を経て、結局、1992年海上物品運送法 (the Carriage of Goods by Sea Act 1992) の制定という方法で、物品の権原または所有権を全く持たない者でも物品の滅失または損害を被った場合には、運送人に対して損害賠償の訴訟を認められるように、法律が改正されました。本法は、1855年船荷証券法 (Bills of Lading Act 1855) を廃止し、海上運送書類 (shipping documents) として、船荷証券、海上運送状 (Sea Waybill) および船舶荷渡指図書 (Ship's Delivery Order) に関する新しい規定から成る法律です。第1条第4項に、「本法における船舶荷渡指図書とは、船荷証券でも海上運送状でもなく、(a) その書類が関わる物品の海上運送契約またはその物品を含む貨物の海上運送契約にもとづく、もしくはその目的のための約束、および (b) 運送人による、書類に特定されている者に対する、その書類がその者に関係があるとする物品を引渡すという約束を記載するものをいう」と規定されています。

(続)

37 *Warren Import Gesellschaft Krohn & Co. v. Internationale Graanhandel Thegra N.V.*, *supra*, at p.152.

38 *Schiffahrt und Kohlen GmbH v. Chelsea Maritime Ltd. (The Irene's Success)* [1981] 2 Lloyd's Rep. 635.

39 *Leigh and Sullivan Ltd. v. Aliakmon Shipping Co. Ltd. (The Aliakmon)* [1986] 2 Lloyd's Rep. 1 (H.L.), at p.11.; [1985] 1 Lloyd's Rep. 199 (C.A.); [1983] 1 Lloyd's Rep. 203.

記事3. 国連CEFACTからのお知らせ

3.1 2011年5月9日

国連CEFACT常設グループの一つである基礎技術・技法開発グループは、コア構成要素に基づく電子文書構成手法に関する技術標準 (CCBDA: Core Component Business Document Assembly) プロジェクトへの参加を募集しております。

当該プロジェクトは昨年 (2010年) 10月に、3ヶ国ルール (最低3ヶ国以上の代表団長の支持条件) をクリアし、フォーラム管理グループによって新規プロジェクトとして承認されております。

このプロジェクトの目的は、EDIFACTやXMLなど特定の電文構成規則 (シンタックス) に依存せず、これらの電文構成規則で共通に利用可能な電子文書を構成する手法についての技術標準を策定しようというもので、電子文書の構成単位はコア構成要素ライブラリに登録された集積ビジネス情報項目 (ABIE: Aggregated Business Information Entity) を使用することを前提として、これら情報項目の持つ意味情報の連関に従い、利用目的が異なるケースでも再利用可能な手法を開発する事を目指します。

この手法に基づく電子文書の構成によって、例えば、受発注、通関申告、代金精算など一群のビジネスプロセスで利用される電子文書の再利用可能性を高め、異なる電文構成規則の間で相互運用性を確保する事が期待されます。

本件の詳細は下記文書をダウンロードしてご参照下さい。

http://www.unece.org/cefact/codesfortrade/CCBDA_9May2011.doc

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動と日本輸出入者コードのユーザの方々のお役に立つと思われる関係諸機関・団体のホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますので、ご活用下さい。

- ▶ 当協会に關係する我国の官公庁・公的機関（独立行政法人を含む）
- ▶ 輸出入關係手続きに關係する業界団体等
- ▶ 輸出入關係手続きに〔国内物流〕關係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている国内組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている海外組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に關係する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

本協会の事業は、財団法人JKA、
日本財団、財団法人貿易・産業協
力振興財団からの助成金等、
關係業界からの寄付金および賛助
会費ならびにコード事業の収入に
よって行われております。

JASTPRO 第37巻 第2号 通巻第392号

・ 禁無断転載

平成23年5月27日発行 JASTPRO刊11-02

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階

電話 03-3555-6031(代)

ファクシミリ 03-3555-6032

<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

本誌は再生紙を使用しております。

— JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。
印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、
これまで通り口数を配布部数の上限とさせていただきます。(電子版には制限はございません。)

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務第三部長 平井一海

E-mail address: k-hirai@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
TInternational
Irade
PROcedures